

徳島県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和二年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年一月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 7 1	整理 番号	路線名 粟山殿野	区 間	新旧 の別	敷 地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			三好市山城町粟山字志毛 屋敷九一番一〇地先	旧	六・一〇七・八	九・六
			同	新	六・一〇八・三	九・六